

新潟市男女共同参画地域推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各区における男女共同参画施策を推進するため、市民で構成する男女共同参画地域推進員(以下「地域推進員」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(活動)

第2条 地域推進員は、各区において、次に掲げる活動を行う。

男女共同参画に関する普及啓発

男女共同参画に関する行政施策の推進に関する活動

男女共同参画に関する人材の発掘及び情報提供

その他前条に規定する設置の目的の達成に必要と認められる事項

(定数)

第3条 地域推進員の定数は、各区男女各1名以上とする。

(委嘱)

第4条 地域推進員は、男女共同参画の促進に意欲があり、かつ、広く地域の実情に通じている市民のうちから市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 地域推進員の委嘱期間は、2年間とし、前条の委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了する。ただし、再任は妨げない。

(欠員)

第6条 地域推進員に欠員が生じたときは、新たな地域推進員を委嘱し補充できるものとする。ただし、この場合の新たな地域推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。